第1回高知県特別職報酬等審議会 議事録

日 時: 平成22年1月8日(金) 13:30~15:15

場 所:県庁第二応接室

出席者:(1)特別職報酬等審議会委員

藤戸会長、岡内委員、岡林委員、筒井委員、冨澤委員、古谷委員、山下委員

(2) 高知県

尾﨑知事、恩田総務部長、田村総務部副部長、元吉職員厚生課長、 岡村行政管理課課長補佐

(岡村行政管理課課長補佐)

皆様おそろいになられましたので、ただ今から、高知県特別職報酬等審議会を始めさせていた だきます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいだだきまして、誠にありがとうございます。 私は、この審議会の事務局を務めさせていただいております行政管理課課長補佐の岡村でございます。どうか、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、委員の皆様をご紹介いたします。お手元に配席図をお配りしています。また お手元の資料の2ページに、委員の名簿をお付けしております。

私の左手の方から、順番にご紹介をいたします。

まず、土佐経済同友会代表幹事の岡内啓明様でございます。

(岡内委員)

岡内です。よろしくお願いします。

(岡村行政管理課課長補佐)

つづきまして、日本労働組合総連合会 高知県連合会会長 岡林俊司様でございます。

(岡林委員)

岡林です。よろしくお願いします。

(岡村行政管理課課長補佐)

つづきまして、財団法人 21 世紀職業財団 研修専任講師 筒井早智子様でございます。

(筒井委員)

筒井です。よろしくお願いします。

(岡村行政管理課課長補佐)

つづきまして、高知工科大学 マネジメント学部長 冨澤治様です。

(冨澤委員)

冨澤でございます。よろしくお願いします。

(岡村行政管理課課長補佐)

つづきまして、高知新聞社 代表取締役社長 藤戸謙吾様でございます。

(藤戸委員)

藤戸です。よろしくお願いします。

(岡村行政管理課課長補佐)

つづきまして、高知商工会議所 女性会会長 古谷純代様でございます。

(古谷委員)

古谷でございます。よろしくお願いします。

(岡村行政管理課課長補佐)

つづきまして、JA高知女性組織協議会 フレッシュミズ部会長 山下信子様でございます。

(山下委員)

山下といいます。よろしくお願いします。

(岡村行政管理課課長補佐)

よろしくお願いします。

続きまして、県の執行部の紹介をさせていただきます。

まず、尾﨑知事でございます。

(尾﨑知事)

尾崎でございます。どうぞよろしくお願いします。

(岡村行政管理課課長補佐)

総務部の恩田部長でございます。

(恩田総務部長)

恩田でございます。どうぞよろしくお願いします。

(岡村行政管理課課長補佐)

つづきまして、総務部の田村副部長でございます。

(田村総務部副部長)

田村でございます。よろしくお願いします。

(岡村行政管理課課長補佐)

職員厚生課の元吉課長でございます。

(元吉職員厚生課長)

元吉でございます。よろしくお願いいたします。

(岡村行政管理課課長補佐)

この審議会につきましては、まだ現在のところ傍聴の方はお見えではございませんが、公開の会議でございます。また、議事録につきましては、後日、行政管理課のホームページで公開させていただく予定でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議会を開会させていただきます。まず、議事に入ります前に、会長の選任をお願いしたいと思います。お手元の資料の3ページに、高知県特別職報酬等審議会条例を載せておりますが、その第4条第1項の規定によりまして、会長は、委員の互選により定めることとされております。いかがいたしましょうか。

(筒井委員)

藤戸委員さんを会長にお願いできたらと思いますが、推薦いたします。

(岡村行政管理課課長補佐)

ただ今、筒井委員から、藤戸委員にお願いしてはどうか、とのご意見をいただきました。いかがでしょうか。

(異議なし)

ご異議なし、ということでございますので、藤戸委員に、会長をお願いいたします。恐れ入りますが、会長席に移動をお願いいたします。

それではここで藤戸会長から、一言ご挨拶をいただければ、と思います。よろしくお願いいた します。

(藤戸会長)

ご推薦をいただきましたので、十分な務めができるかどうか分かりませんが、賢明な他の6人の委員さんがおいでますので、尾崎知事さんから諮問をいただきましたら、それに沿って審議を進めてまいりたいというふうに思っております。

私が長く挨拶をする必要はないかも分かりませんですけれども、新年明けまして、去年はああいうことで政権交代、しかし県内の民間の経済というのはかなり厳しいものがあって、その格差の関係で人勧とか人事委員会から大変厳しい勧告等も出ておるようでございます。ただし、高知は尾崎知事も年頭に言われましたように、特別な年というか追い風が吹いているということで、私もこの6日の日に内外情勢調査会の東京の会へ行って、総理から各党首、みな出てきてご挨拶もされておったんですが、その道中で全日空の方々から「今年は高知の年ですね」ということの、大変お話がございまして、みんなで盛り上げて頑張らないかんなというような思いをいたした次第です。

これは余分なことでありますけど、これから適切な内容で審議をして答申をすると。どうぞス

ムーズな、2回の会合だと思いますので、スムーズに運営できますようによろしくお願いしまして、私の挨拶としたいと思います。

(岡村行政管理課課長補佐)

ありがとうございました。続きまして、尾崎知事からご挨拶を申し上げます。

(尾﨑知事)

皆様方におかれましては、特別職の報酬等、ご審議いただきますため、当審議会の委員のご就任をお願いしましたところ、大変ご多忙にもかかわりませず、このようにご就任を賜りましたことを、まずもって深くお礼申し上げます。本当にありがとうございます。

この審議会でございますが、議会の議員の報酬、また知事、副知事の給料など、特別職の報酬などを決定いたします際、その適正化を図りますため、ご意見をいただく第三者機関でございます。実はこの会議、前回の開催から2年程が経過しているというものであります。議会の議員の報酬、知事、副知事の給料につきましては、前回の審議会の答申が据え置きを内容とするものでございましたので、平成18年4月から現行の金額が適用されておりますし、また知事、副知事の退職手当の支給基準につきましても、その時から現在の形になっており、いずれもほぼ4年が経過をいたしたところでございます。前回の開催以降、他のいくつかの都県におきまして、特別職の報酬等の見直しが行われたところでございますし、また先ほど、藤戸会長からお話しがございましたように、非常に厳しい形での人事委員会勧告なども提出されているところではございます。またそれに従いました給与の改定も昨年の議会によりまして決定がされているという状況にあろうかと思います。

こういう中でございます。特別職の報酬、退職手当の支給基準につきましても審議会のご意見をいただく必要があると判断いたしまして、今回諮問をさせていただくこととした次第でございます。どうか活発にご審議を賜りまして、ご決定、ご答申を賜りますように心よりお願い申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(岡村行政管理課課長補佐)

それでは、条例第2条の規定によりまして、尾崎知事から藤戸会長に諮問をいたします。 知事、よろしくお願いします。

(尾﨑知事)

高知県特別職報酬等審議会 様

議会の議員の報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額及び退職手当の支給基準について、ご 審議いただきたいので、高知県特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき諮問します。

平成22年1月8日 高知県知事 尾崎 正直

どうぞよろしくお願い申し上げます。

(藤戸会長)

ただ今、知事から諮問書をいただきました。三役の給料並びに退職手当の支給基準、そしてまた議員さんの県議の報酬という、大変お偉い方々の待遇に関することで、私たちでよろしいかと

いう思いがせんでもありませんけれども、そういう今、知事からお話しがございましたとおりということでございます。しっかりした答申をしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(岡村行政管理課課長補佐)

知事は、ここで退席をさせていただきます。

(尾﨑知事)

どうぞよろしくお願い申し上げます。

(岡村行政管理課課長補佐)

それでは、会議の進行を藤戸会長にお願いいたします。

(藤戸会長)

ちょっと今、ご挨拶で抜かりましたが、私は会長ということですけれども、これは新聞社が中立的な仕事をしているという関係で、ご推薦をいただいたと受け止めておりますので、そういう趣旨から、各賢明な委員さん方のご意見を大いに出してもらうということで、進行役を務めさせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それではただ今から審議に入ってまいります。この会議の進め方について、事務局の方で特に お話しがございましたらよろしくお願いいたします。

(岡村行政管理課課長補佐)

特別職の報酬等につきましては、条例で定めるということになっておりますので、審議会から 改定の答申をいただきました場合には、この2月の議会に、条例改正を提案する必要がございま す。このため、これまでも、2月初旬の第2回目の審議会で結論をいただいておるところでござ います。

本日、第1回目におきましては、まず、事務局から、資料に沿った説明をさせていただきたいと考えております。

(藤戸会長)

ありがとうございました。審議会の開催回数につきましては、ただ今、行政管理課の岡村課長 補佐から説明がございました日程でございます。非常に窮屈かも分かりませんが、次回には結論 を得るように、大車輪で、しかも中身のあるように進めてまいりたいと思いますのでよろしくお 願いを申し上げます。

それでは、まず最初に事務局から資料の説明をお願いいたします。

(岡村行政管理課課長補佐)

お手元の「第1回 高知県特別職報酬等審議会 資料」に沿って、ご説明をさせていただきます。

まず、1ページをご覧ください。

先ほど、尾崎知事から藤戸会長にお渡ししました諮問書の写しでございます。

次に、4ページをご覧ください。

「特別職報酬等の改定状況」でございます。

本年1月1日現在で作成しております。

まず、「(1)本県の状況」でございます。

現在、知事の給料月額は 124 万円、副知事は 95 万円、議長の報酬月額は 91 万円、副議長は 83 万円、議員は 78 万円となっております。

資料右側に、「適用年月日 平成 18 年 4 月 1 日」とありますのは、現行の額が、平成 18 年 4 月 1 日から適用されているということでございます。

改定の詳しい経緯などにつきましては、後ほど、ご説明いたします。

次に、「(2)全国の状況」でございます。

この表は、各都道府県の特別職の報酬等の額が、現行の額に改定されました年を、暦年で、まとめたものでございます。例えば、一番上、平成4年をご覧いただきますと、北海道、大阪、兵庫の3団体がございます。従いまして、これらの団体は、平成4年以降、改定を行っていないということでございます。本県は、平成18年のところにございます。本県では、前回の審議会の開催が平成20年でございましたが、その際には、審議会から据え置きの答申をいただきましたので、改定を行っておりません。直近の改定は、平成18年となっているものでございます。

他の都道府県における、最近の改定といたしましては、下から2行目の、平成21年が3団体、一番下の行の、平成22年は、今のところ把握できておりますのは、鳥取県のみでございます。これらの4団体の改定の状況につきましては、すべて引き下げということでございます。

なお、各都道府県の改定の内容につきましては、後ほど、ご説明いたします。

次に、5ページをご覧ください。

「(3)四国4県の状況」でございます。

この表は、四国4県の特別職の報酬等の月額を、まとめたものでございます。表の右端の列 に、適用年月日を記載しております。

徳島県であれば平成9年4月1日から、香川県は平成16年4月1日から、愛媛県は平成8年4月1日から、それぞれ、現行の額に改定されております。

金額につきましては、どの職を見ましても、本県が一番低い額になっております。なお、他の 3県とも、現在のところ、審議会の開催、改定の予定はないようでございます。

次に、「(4)県内市町村の状況」でございます。

この表は、県内の34市町村の特別職の報酬等の額が、現行の額に改定された年を、暦年でまとめた参考資料でございます。

続きまして6ページをご覧ください。

「四国4県の改定の経緯」でございます。

表の左端の適用年月日の列を順に追っていただきますと、平成5年 12 月1日までは、徳島、香川、高知の3県は、同じ時期に改定を行っておりました。が、その後、各県の改定の時期には、ばらつきが生じております。また、近年、他の3県におきましては、若干、改定の間隔が空いているようでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。

各都道府県の「特別職報酬改定状況」でございます。

この表は、先ほど、4ページのところでご説明をいたしました「(2)全国の状況」の具体的な改定の内容を、それぞれの職ごとにまとめたものでございます。上から 39番に高知県がございます。高知県につきまして、知事、左から4列目のところですけど、ここを見ていただきますと 124万円、126万円という数字が並んでおります。これは知事ですと改定前の 126万円から現行の 124万円に、2万円の減額となっているということでございます。知事以外の職につきましては、それぞれ1万円の減額ということになっています。

続きまして8ページをご覧ください。

「給料、報酬額(本則額)」等の資料でございます。

ここで本則額とございますのは、これは条例で定められた本来の額、すなわちこの審議会でご審議をいただく額のことでございます。この資料には載せておりませんが、現在、多くの都道府県におきまして、財政上の理由などによりまして、一定期間に限って本来の額を独自に減額する、そういった措置を講じておるところでございます。そのため、そうした独自の減額後の額と区別するため、現在の額を本則額と表現しているものでございます。

まず、左側の表は、それぞれの職ごとに、現行の月額と全国の順位をまとめたものでございます。高知県をご覧いただきますと、金額は先ほど来、申し上げているとおりですが、知事は全国で35位、副知事は42位、議長は40位、副議長が39位、議員は30位ということになっております。

8ページの右側の表は参考資料でございますが、この表は知事と副知事につきまして、給料だけでなく、地域手当という手当も加えた支給月額と全国順位をまとめたものでございます。地域手当につきまして簡単にご説明いたしますと、一般職の職員の給与につきましては、いわゆる地場の賃金、地域の民間の賃金水準を反映させるということのために、民間賃金が高い地域におきましては、給料に加えまして、3%から18%の地域手当というものが支給されております。

都道府県によりましては、この地域手当を知事や副知事にも支給している団体があるということでございます。

なお、高知県内には、この地域手当が支給される地域はございません。

例えば、上から 13 番目の東京のところをご覧いただきますと、東京ですと給料に加えて、給料の 16%相当の地域手当が支給されております。

このため、東京の知事の給料の月額は 153 万 1,000 円のところ、地域手当も含めた月額では 177 万 6,000 円となっております。

同じ表の高知県のところを見ていただきますと、地域手当も含めた額になりますと知事は 37 位、副知事は 43 位ということで、給料だけで比較した場合よりも、当然のことながらそれぞれ順位が下がっております。

続きまして9ページをご覧ください。

この資料が、先ほどの給料、報酬額の本則額の資料を順位別に、全国順位で並びかえたもので ございます 左端の表は、知事の給料月額の全国順位で並んでおります。高知県は124万円で、 35位ということになっています。

左から二つ目の表をご覧いただきますと、この表は給料に地域手当も加えた全国順位で並んでおります。矢印を引いてございますが、高知県は37位ということで、給料だけの比較よりも二つ順位が下がっております。これは、左端の表でご覧いただきますと42位の奈良県と、44位の和歌山県がございますが、それぞれ地域手当が加わることで、左から2番目の表になりますと、

それぞれ矢印のとおり、高知県よりも上位になっているためでございます。

10 ページの表につきましては、同じく、議長、副議長、議員につきまして、全国順位で並び替えたものでございます。

続きまして11ページをご覧ください。

11 ページには参考資料といたしまして、「給料、報酬額(減額後)」の資料をつけてございます。

先ほど申し上げましたように、現在、多くの都道府県におきまして、財政上の理由などによりまして、一定期間に限って、本来の額を独自に減額する措置を講じております。

この表は、知事、副知事の給料、地域手当、それから議長、副議長、議員の報酬につきまして、減額後の支給月額と全国順位などを参考資料にまとめたものでございます。

高知県のところをご覧いただきますと、知事につきましては、99 万 2,000 円で、37 位ということになっております。これは、ここの資料には載せておりませんが、知事の給料は、先ほど来申し上げているとおり本則では 124 万円のところ、20%の減額、額にいたしまして 24 万 8,000円の減額を行っているということのためでございます。

同じく、この表で副知事につきましては、88 万 4,000 円で 29 位ということで、本則では副知事の給料、95 万円でございますが、7%の減額を行っておるところでございます。

議長につきましては、86 万円で 45 位。これは本則では 91 万円のところ、月額 5 万円の減額 を行っているということのためでございます。副議長につきましては、79 万円で、39 位。本則では 83 万円のところ、月額 4 万円の減額。議員につきましては、75 万円で、39 位。本則では 78 万円のところ、月額 3 万円の減額を行っています。

次に、12ページをご覧ください。

この資料は知事の「年間給与(知事)」の資料でございます。

知事につきまして、給料、地域手当に、期末手当、いわゆるボーナスに当たるものでございますが、期末手当も加えた、年収ベースの金額と全国順位というものを参考資料として、まとめたものでございます。

高知県のところをご覧いただきますと、左から 5 列目のところに、3.10 という数字があると思います。これは、知事の期末手当の支給月数が、年間で 3.1 月分であるということでござます。この支給月数につきましては、昨年の 11 月県議会におきまして、一般職員の期末・勤勉手当の支給月数の引下げに合わせまして、知事等の期末手当につきましても、年間の支給月数を、それまでの 3.35 月から、0.25 月減らしまして、3.1 月とし、金額にいたしまして約 45 万円の減額をするという改正を行っているところでございます。

同じこの資料の右から4列目のところが年収になってございます。右から3列目がその全国順位でございます。高知県をご覧いただきますと、年収2,045万4,000円で、37位となっております。

13ページをご覧ください。

副知事の年間給与でございます。先ほどと表の作りは同じでございます。高知県のところをご 覧いただきますと、年収1,567万円で、41位となっております。

14 ページは、同じく議長の年間給与でございます。高知県は、年収 1,501 万円で、37 位となっております。

15 ページは、副議長の年間給与でございます。高知県をご覧いただきますと、年収 1,369 万

1,000円で、37位となっております。

さらに 16 ページをご覧いただきますと、議員の年間給与でございます。高知県をご覧いただきますと、年収 1,286 万 6,000 円で、30 位となっております。

続きまして17ページをご覧ください。

このページの資料は「1任期給与」についての資料でございます。

この表は、知事の給料、地域手当、期末手当に、退職手当も合わせまして1期4年間に支給される額と全国順位を、参考資料としてまとめたものでございます。高知県をご覧いただきますと、右から4列目、1任期給与は、1億1,752万8,000円で、41位となっております。

18ページは、副知事で、1任期8,228万8,000円で、42位。

19ページは、議長で、1任期あたり6,004万円で、37位。

20ページは、副議長で、5,476万4,000円で、37位。

21ページは、議員で、高知県は、5,146万4,000円で30位となっております。

なお、知事、副知事と議長等との1任期当たりの総額に差のある主な理由は、議員には退職手 当の制度がないためであり、これは各都道府県とも同じ状況となっています。

続きまして22ページをご覧ください。

「特別職と一般職の報酬等の改定状況」の資料でございます。

- (1) の表につきましは、特別職の報酬等の推移を、(2) の表は、一般職の職員の給与の改定率の推移を、それぞれまとめたものでございます。
- (1) の表の下に、平均改定率とございますのは、例えば、平成元年 12 月 1 日の改定の場合、知事から議員までの改定率は、平均で 6.96%であったというものでございます。

続きまして(2)の表の改定率でございますが、例えば、昭和 63 年度は 2.33%、平成元年度 のところは 3.10%とございます。そしてその下に、5.50%とございますが、これは昭和 63 年度 の改定率と平成元年度の改定率を掛け合わせますと、5.50%になるというものでございます。

- (1)の表と(2)の表との関係を申し上げますと、先ほど、ご説明しました(1)の表の下の平均改定率 6.96%と、(2)の表の今申し上げました 5.50%が、期間としては対応するものでございます。と申しますのが、一般職の職員の給与につきましては、ほぼ毎年度、改定が行われておりまして、昭和 63 年度、平成元年度ともに改定されておりますが、特別職につきましては、若干、改定の間隔が空いておりまして、(1)の表、左端の平成元年 12 月1日の前の改定は、昭和 62 年 12 月1日でございまして、2年間で1回の改定となっておりますため、こうした対応関係を参考にしてまとめさせていただいているものでございます。
- (1)の表の右端をご覧いただきますと、直近の改定は平成 18 年4月1日ということになっております。これは、平成 20 年4月1日においては、平成 18 年度、平成 19 年度の一般職の職員の改定率といったものを踏まえながらも、この審議会から据え置きの答申をいただきましたので、改定を行っていないためでございます。

従いまして、今回は、(2)の表の平成20年度、平成21年度の一般職の職員の改定率が、それぞれ、0.06%、▲0.16%となっておりますが、これらを掛け合わせました▲0.10%が、期間として対応するものでございます。

次に、23ページをご覧ください。

ここからは、議員報酬のご審議の参考にしていただくために、県議会議員の役割や活動等につきましてご説明いたします。

まず、「1. 定数」でございます。

議員の定数は、※のところにございますとおり、法定、これは、地方自治法によるものですけど、法定の上限定数が 41 名のところ、本県の条例の定数は2名減の 39 名とし、高知市ほか 15 の選挙区から選出されています。

次に、「2.役割」でございます。

議会の役割は、地域の問題につきまして、住民に代わって議論し、物事を決定することでございます。

一般に言われますことは、①執行機関を住民の立場から評価監視すること。いわゆる監視機能。また、②住民のための各種サービスにつきまして、具体的な提案をすること。いわゆる政策立案機能でございます。

①の評価監視することにつきましては、本会議における審議や委員会での審査、調査などを通じて行います。具体的には、例えば、議員が県の重要課題等を取り上げて質問しますと、知事や部局長は現状や対応などを答弁いたします。各議員は、それぞれ異なった立場から質問しますので、議員はそれぞれの答弁を聞き、執行部の提案内容などについて判断をするということでございます。

このことは、行政の適切な執行を確保する上で、大変有効でございます。

②の政策の立案につきましては、議員自らが、政策的な条例議案や政策についての提案を行います。本県議会では、近年、議員による政策的な条例議案が多数提案されておりまして、10 件が成立しています。これは、全国的にもトップグループに位置しております。

また、先の 11 月定例会におきましては、中四国では初めて、県民生活の向上と県勢の発展に 寄与するため、議会における最高規範であります「高知県議会基本条例」を制定しております。 次に、「3の調査研究活動」でございます。

地方分権が進められます中で、議会の果たすべき役割は一層重要となってきております。議員は、このような役割を果たしますため、日ごろから調査研究活動を行い、色々な情報を収集し、議会審議に活用しています。

(例)として書いておりますけども、例えば、執行機関から条例議案が提出された場合、執行機関の一方的な説明を聞くだけではなく、議員としては、このサービスが住民に必要なのかどうか、必要であれば今必要か、あるいはこれよりも優先してすべき他のサービスがないかなどを確かめる必要があります。同時に他県の状況や財源の問題など総合的に検討することも必要でございます。

議員には、こういった議論のためにも広汎な調査活動が要求されます。

次 23 ページ中ほどでございますが、「議員の議会活動等の状況(平成 20.1~20.12)」でございます。

議会の公式日程としましては、年に4回の定例会がおおむね2月、6月、9月及び12月に開かれます。その他にも必要がある場合は、臨時会が開かれます。

また、議会の閉会中にも随時、委員会が開催されています。

(1)の議長、副議長の欄にございますとおり、定例会、臨時会の開催日数は、平成 20 年の場合、土日祝日を除きまして 56 日となっています。

この内訳は、(2)の議員の欄にございますとおり、本会議22日、議案精査日11日、議事整理日3日、予算委員会3日、各常任委員会17日ということでございます。

また、日程といたしましては、一部重複する形で、議会運営委員会や特別委員会等が開かれております。

(2) の表の中ほどにございますが、予算委員会につきましは、9月及び2月定例会に設置されまして、予算及び予算関連事項を総合的に審査しています。委員 20 名で構成され、一問一答方式で、質疑、質問を行っています。

その下の常任委員会は、総務委員会、文化厚生委員会、産業経済委員会及び企画建設委員会の 4委員会があり、39名の議員が、それぞれの委員会に所属しています。

これらの委員会は、定例会や臨時会の会期中に開催されますほか、閉会中においても、審査、 調査のため、随時開催され、また、出先機関調査のための出張なども行っておりまして、その活動状況は資料のとおりです。

同じ表の下の方で議会運営委員会でございますが、10名の委員で構成されまして、各会派相 互の連絡調整や会議の円滑な運営を図ることを目的に、主に各定例会や臨時会の時期に開催をし ています。

このほかにも、特別委員会といたしまして、まず、通常、毎年9月定例会において、一般会計等の歳入歳出決算の審査を行う決算特別委員会が設置され、主に10月から11月の間の閉会中に集中的に審査を行っております。

同じく特別委員会といたしまして、平成 19 年に設置をされました経済活性化・雇用対策特別 委員会におきましては、経済活性化及び雇用対策の総合的な推進に関する事項につきまして、平 成 22 年 2 月定例会での最終報告に向けまして、調査検討を行っています。

また、同年に設置され、少子化対策の総合的な推進に関する事項につきまして、調査検討を行いました少子化対策・子育て支援特別委員会は、平成 21 年の2月定例会で最終報告書が全会一致で承認され、この報告書の内容を5月7日から8日にかけ政府に要望し、活動を終了しました。

議会の公式日程としては、このような状況でございますが、公式の日程以外でも閉会中におきましては、会派や各常任委員会の任意の活動として、外部講師を依頼した勉強会などが随時開かれています。

このことにつきましては、23 ページ下の方、「2 公式用務のない日の状況(定例会、臨時会、閉会中の委員会、調査出張等のない日)」に記載しています。

公式用務のない日で、土日祝日を除いた総日数は 109 日でございますが、この間の議員の登庁 状況を見ますと、平成 20 年の実績では、延べ 2,380 人の議員が登庁し、1 日平均では約 22 人、 約半数の議員が登庁をしています。

こうした中で、県政の課題等について調査を行い、執行部との協議、意見聴取、県民との対話などの活動を行っています。

24ページには、平成19年1月から12月の議会活動等の状況を記載しております。

また、24 ページの下の方、議員連盟というところに書いてありますとおり、議会の会派を横 断した組織であります議員連盟による活動もございます。

具体的には、観光産業振興議員連盟やスポーツ振興議員連盟、新エネルギー産業化促進県議会 議員連盟などがございます。

最近では、観光産業振興議員連盟が、四国4県の議会で連携し、四国八十八箇所霊場タスキリレーを開催いたしまして、県民の皆様とともに、世界遺産の登録を目指し、活動いたしておりま

す。

なお、各議員は、地域においても、住民との対話や県政課題につきましての情報収集などの活動を行っており、地方公務員法では議員は非常勤の特別職という位置付けでございますが、実態は常勤化の傾向にございます。

最後に前後いたしますが、議長の活動状況についてご説明いたします。

23 ページにお戻りいただきまして、議員の議会活動等の状況の1の(1)議長、副議長の欄をご覧ください。

議員としての活動のほかに、議長としての決裁用務、陳情や要請を受ける用務や会議出席等の 用務も多く、出務状況は、ほぼ常勤に近い状況でございます。

議員の関係の説明は以上でございます。

私からの説明は以上でございますが、引き続き、知事及び副知事の退職手当の支給基準に関しまして、職員厚生課の方からご説明します。

(藤戸会長)

どうぞよろしくお願いします。

(元吉職員厚生課長)

それでは引き続きまして、職員厚生課の方から知事、副知事の退職手当についてのご説明をさせていただきます。

まず、25 ページに条例を載せております。この条例に基づきまして知事と副知事の退職手当を支給しております。第2条におきまして、退職手当は知事等が退職した場合に、その者に対して任期ごとに支給するということになっております。第3条では退職手当の額を定めております。退職手当の額は退職の日における給料月額に退職期間の月数を乗じて得た額に知事が100分の60、副知事が100分の43の割合を乗じた額となります。退職期間の通算につきましては、その第4条に定めてありますが、1任期を丸々勤め上げますと48月としております。その他第6条、26ページの最後のところその他ですが、第6条では、この条例に定めるもののほかは、一般職員の退職手当の例によるというふうに定めております。

それでは次の 27 ページをお願いいたします。知事と副知事の退職手当について、全国の状況の概要を説明させていただきます。まずは1の支給割合ですが、全国の知事の状況は表にお示ししてありますとおり、100 分の 80 から 100 分の 50 までの分布になっています。一番多いのは100 分の 60、次は100 分の 65、100 分の 70 というふうになっております。高知県の場合は、そこに網掛けしておりますが100 分の 60 となっておりまして、どちらかというと下の方になっております。

副知事の状況ですが、全国では 100 分の 60 から 100 分の 40 までの支給割合となっております。それで 100 分の 45 が 20 県ということで一番多くなっておりまして、その次が 100 分の 50 ということになっております。高知県は知事と同じ網掛けの 100 分の 43 となっています。なお、前回の調査で 100 分の 30 というふうにしておりました鳥取県が、その後の見直しによりましてそれぞれ知事、副知事の支給割合を 100 分の 50 と 100 分の 40 に引き上げておりますので、100 分の 30 というのは今回 0 になっております。

次に2番目の前回審議会開催時との比較の部分です。2年前の審議会以降に12都県が退職手

当の制度の改定を行っています。その内、知事については 4 県、副知事については 5 県が支給割合の引き下げによる減額の改正を行っております。知事の支給割合は全国平均は 100 分の 65、本県は 100 分の 60 となっており、下から 2 番目の支給割合ということとなっています。退職手当の額は全国平均が 4,055 万 9,000 円、高知県は 3,571 万 2,000 円で全国 47 都道府県中 43 位となっています。前回は同額ですけれども順位そのものは 44 位でしたので、一つ上がっているという形にはなっています。また 1 任期の総支給額ですが、それは高知県知事は 1 億 1,752 万 8,000 円で全国で第 41 位ということになっております。

副知事の支給割合は、前回と同じ 100 分の 43 で全国平均の 100 分の 47 よりは、下位の状況にあります。退職手当額は全国平均が 2,302 万 8,000 円のところ、高知県は 1,960 万 8,000 円ということになっておりまして、第 44 位という状況です。

次の3番目の全国の主な改正状況です。 (1) の退職手当と報酬の按分見直しについてですが、先ほど少し触れました鳥取県が退職手当の支給割合を引き上げまして、同時に給料月額を引き下げておりますので、そういう改正をしております。鳥取県につきましては、前回の審議会の開催時に支給割合を引き下げて、給料月額を上げる内容の改正をされているということの報告をさせていただいておりますが、その後の改正によりまして、前回の改正前の支給割合から下げた上で見直しをしているという状況です。今回の改正の理由につきましては、鳥取県の有識者会議の中では改正の必要はないというご意見だったようですが、任期中に支給される総額が、総額そのものは他県との均衡が取れているものの、給与月額が非常に高くなっているということもありまして、知事の意向によりまして支給方法全般を改正前の形に戻したというふうにお聞きしております。知事は100分の30から100分の50に、副知事は100分の30から100分の40に、それぞれ引き上げを行っております。同時に、給料月額を引き下げておりますので、2年前の調査時点から1任期中の支給総額そのものは知事は約1,000万、副知事は約700万程度減額になっているということです。

また 28 ページをお願いいたします。 (2) としまして、退職手当の支給割合を引き下げた県について記載しております。知事が 4 県、副知事が 5 県あります。引き下げの割合は、知事につきましては徳島県が高知県より 10 低く、香川県が高知県と同割合となりました。他の県はいずれも高知県よりは高い割合となっています。

副知事につきましては、徳島県が 100 分の 40、高知県よりも低い割合として、他県は同じ 100 分の 45 となっていて、高知県よりは高い割合となっています。

その支給割合を引き下げた結果の退職手当の額及び 47 都道府県中の順位ということで (3) に記載しています。今回、徳島県と香川県が引き下げを行っておりますけれども、徳島県が割合を引き下げた理由ですけれども、職員の給与カットを行っており、そのカット緩和財源として特別職の退職手当も支給割合も引き下げたと。特例措置ではなく本則の改正を行い、知事としては、全国で最低水準としたというふうにお聞きしています。また、香川県につきましては知事、副知事共に全国的に見て上位に位置しておりました。四国の中でも高めの支給額ということになっていたために審議会の意見を聞いて引き下げが適当であるとの意見をもらって引き下げたと。他県とのバランスを考慮して引き下げをしたというふうにお聞きしております。徳島県、香川県が引き下げをしておりますので、その3番目に参考として高知県と愛媛県の状況を載せてございます。そうしますと、知事、副知事ともに、愛媛県、香川県よりも少し低めの退職手当となっています。

それと(4)ですが、1任期における在職月数ですけれども、在職月数につきましては、前回、長野県も49月だったんですが、今回48月としておりますので49月は宮城県のみとなっております。

次の退職手当の支給時期ですが、これはいずれも任期毎に支給するという前回から変更はございません。

29 ページですが、先ほど説明させていただきました退職手当の支給割合と、退職手当等の全国の状況でございます。高知県を見ていただきますと、知事が 100 分の 60、副知事が 100 分の 43 という状況でして、退職手当算定上の給料月額は知事が 35 位、副知事が第 42 位という状況でございます。給与月額を四国の3県と比較しますと知事、副知事とも、愛媛、徳島、香川、高知の順になっております。

それと 30 ページは退職手当と1任期中の給料・期末手当の総額と1任期中の総支給額を提示しております。退職手当につきましては、知事は全国で43位、副知事が44位、給料と期末手当の総額は知事が全国で37位、副知事が41位、1任期中の総支給額は知事が41位、副知事が42位という状況でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(藤戸会長)

ありがとうございました。一気に、そしてまた詳細にご説明をいただきました。これから委員の皆様方にご質問等、ご意見を伺ってまいります。どうぞ遠慮なくお出しいただけたらと思います。

この資料の中で若干、議長、副議長、議員といくところが、議長となっているところが少しありますね。だけどそれは見れば分かることだから、そういうことになると思いますが、この資料、そういう読みとり方をしていただいたらというふうに思います。それではどうぞご自由にご発言を。

(岡林委員)

資料のことですけど、任期中、つまり4年ですね。そういう合算のがは、あんまり意味ないですね。計算したらできることで、参考資料でしょうけれども、やはり報酬は報酬、一時金は一時金、あるいは退職金は退職金と。それぞれ退職金はまたそういった挙げていましたけど、そんなふうなことをしてますからね。あまり包括的な資料は必要ないじゃないかという思いはしています。

それと事務方としての思いは当然出てくるんでしょうけども、一般職の給与の全体で人事院勧告と人事委員会勧告とで、特に今年度こういうことになったがということをもうちょい強調してもらって、結局、今までこれに連動したような形のものでしていましたね、高知は特に。他の県は合算して何年に1回とか、かなり改定していないところがありますが、そこは高知の状況で人事院勧告に反映してやっているとあまりにも上げ、あるいは下げる幅が少なかったら、そんなにつつかないでよいという意見も当然出てくると思いますから、そこら辺りを、昨年8月、10月の国なり県の人事委員会の方をちょっと言ってもらって、それで判断すればいいと思います。

(岡村行政管理課課長補佐)

昨年の高知県の人事委員会の勧告はですね、県内の民間企業と県職員と比較いたしますと、県の職員の方が若干給与が高いということでございまして、給料表で言いますと平均して、この資料の 22 ページにございますけれども、22 ページの(2)番の下の表に、この 21 年度のところをご覧いただきますと、▲0.16 という数字がございます。従いまして、一般職の給与にかかる人事委員会の勧告といたしましては、県職員の給与を▲0.16%引き下げるという勧告でございました。

(岡林委員)

それで平均、いわゆる一般知事部局等での平均、あれは 43 歳でしたかね、平均でなんぼという数字が出てたんですか。

(岡村行政管理課課長補佐)

年収ベースで言いますと、およそ15万円程度の減となる勧告でございました。

これは給料表の引き下げのみならず、期末手当、勤勉手当等ございますものですから、合わせましての額となります。

(岡林委員)

あと内訳が分かったら言うてください。一時金と給料。

(藤戸会長)

そしたら後でその内訳をよろしくお願いいたします。 他の委員さんどうぞ。

(岡林委員)

それともう一つ気になるのは、結局本則、ここで決めたがと、あと知事が独自あるいは議会が判断して、実際何%等の減額しとるわけですね。その減額の考え方は、当時者等が、いわゆる考えでもって提起するわけで、我々のこの審議会には全く分からんですね。だから、どこかの審議会でもこういった一定の水準はどうかという論議をしても、それとは別にいろんな事情で自らを減額しておると。そのことについていかがかというふうな形も出たんですね。だから報酬審議会が減額をすなよとかね、そんなことを言えるかどうかという権限の問題がありますけど、実質、論議してこれ位の水準でよかろうとしても、さらに現実には下げているわけですね。だから下げているのが大変な財政危機の中で一般職員にも、そういう痛みを分かち合うということで、一般職員にもちょっと減額しましたよと。だから一般職員減額しているのに3役は減額しないのはどうかという、そういう連動性があったわけですね。そうすると、一般職員等の減額は、この春から止めたがですか、1月から止めたがですかね。そうすると、そこの状況を判断材料にどう入れるかということを、我々報酬審議のこの基本論議は関係なくて、ここで決めたのを当事者の皆さん方はどんなふうに議会筋、知事、副知事、3役はどう考えておるかということもどこかで提示してもらったら審議しやすいですけどね。

(藤戸会長)

はい、総務部長さん。

(恩田総務部長)

今、ご案内のように職員、一般職員については、この過去5年間給与カットという大変厳しい 状況だったものですから、5年間給与カットをずっと続けてきたわけでございます。それで全体 として 100 億円以上の財源が確保、給与カットによる財源が確保できたということで、私どもが 一番危惧しております将来に向けた財政の健全化ということでしょうか、そういった意味でいう と、数年前まではあと2年位で夕張の、第2の夕張のような話ということで、危惧されておった わけでございますけれども、このような職員の給与カット、また定数もかなり減らしてきている ということ、大幅に減員しているということ。またいろいろの多種、アウトソーシングの推進、 いろんなスリム化に努めてきた結果、昨年の9月段階でございますけれども、将来、当面の財政 の維持の見通しが立ったというような形を試算させていただきまして、一般職員5年間という長 きの時間に渡ったということもありまして、給与カットを1月から戻しております。ただやはり 依然として、いろいろ私ども自主財源がそれほど多いわけではないということでございまして、 国のいわゆる地方交付税という制度設計によりましては、一瞬でまた厳しい状況になるというこ とで、まだ予断を許さない状況には変わらないということで、管理職につきましては、管理職手 当を引き続きカットをするというふうなことで1月からもやっております。その管理職の給与カ ットは大体平均で言いますと2%程度というような格好になっていまして、私もそうでございま すが、大体そういった管理職で2%程度の給与カットを引き続きやらせていただいております。 知事の方はやはり管理職が2%だったら、知事の思いは私は 10 倍の責任を負わなければいけな いというので、2×10 と、20%を引き下げるということで、それまで 30%だったわけでござい ますけれども、今回議会に提案をさせていただきまして、20%の減額の条例を出させていただい ているというようなことでございますので、特段の事情の変更がなければ恐らくこのままでいく のかなと思います。恐らくこのまま審議をいただいた額からさらに 20%カットした額を給与と して支給するということになるのではないかというふうに、これはただ4月で切れますので、4 月でまたこの減額をどうするかという議論をさせていただくつもりでございますけれども、多分 変更せずいくんじゃないかという思いをしています。

(藤戸会長)

ありがとうございました。岡林委員さんは、今の説明でよろしゅうございますか。自主カットといわゆる本則の、余りにも乖離を生むというところが出てくると、その辺のところが少し不透明、分かりにくい、ぼけてくるということもあろうし、自主カットされることにどうこうという、この審議会がどうこうということは、踏み込むことではないわけですから。それと今、総務部長さんが言われた知事が20%、2%に対して20%という根拠が、知事がそう思っておられるということで、これは何かそういうトップのあれはあるんですか。

(恩田総務部長)

そこはございますが、前回は全職員が大体トータルで平均3%の給与カットでしたものでございますから、その10倍で30%ということで、知事が最初に取り組みまして、今度は幹部職員だけで平均2%でございますので、その10倍の20%というふうに知事は自分の中で整理をしてお

られるようでございます。

(藤戸会長)

岡林委員さん、またあとで、ご意見、ご質問いただいて結構ですが、他の委員さんの方にあれ してよろしゅうございますか。何か特にございますか、引き続いて。岡林さん、よろしいです か。

(岡林委員)

自主的にするのは、この審議会の権限外ということは分かりましたけども、10 倍論なんていうのは全然、理屈じゃないと思うし、姿勢でそれね、あまり一般的に見た時に 124 万が 99 万ぐらいですよと、それでええですかということになると、それはそんなふうに下げなくてもいいんじゃないかと。姿勢は買うにしても、「何かちょっと違いはしませんか。」という思いはどっかでしますけどね。

(藤戸会長)

それでは、岡内委員さんどうぞ。

(岡内委員)

今日のご説明を聞く限りの中で、あんまり変化を加える必然性を感じないように思いますね。 先ほど岡林委員さんがおっしゃった、我々が関与しない減額は、姿勢というか心意気というのは 分かりますけど、あんまりそういう形の心意気の示し方はしない方が望ましいというふうにも思 いますね。それはまたご本人の家計とかいうところにも及んでくる話ですし、あれだけの責務を 果たされているわけですから、決してそれに対して高い報酬だとは思いませんので、スキッとそ の辺は確保される方がいいように思います。

(藤戸会長)

それでは順次お伺いしてまいりたいと思います。古谷さんいかがですか。

(古谷委員)

いろいろ若い方ともお話しをすることがあって、知事さんのお仕事ぶりというのは、本当に丁寧で、いろんな場所で拝見させていただいても、本当に頭が下がる思いで、新聞などで動静を見ていましてもよくこれだけこなされているということが分かりまして、若い方でも本当に知事さんを見習ってやらなければというようなお声をよく聞くことがあります。先ほどの岡内委員さんの意見とも同じなんですけど、四国4県を比べましても、特段高知県知事が高いというわけでもなく、報酬の割にはよく頑張っておられるということで、私はこのままでいいのではないかと個人的には思います。

(藤戸会長)

今は知事に限定してのお話しですね。

(古谷委員)

はい。

(藤戸会長)

それでは山下委員はいかがです。

(山下委員)

私は本当にここの席におらせさてもらうほど余り世間を知らないので、何も言えないんですけど、いろいろ新聞、テレビなどで見ていますように、いろいろと忙しい思いもしていますので、減額とか、そういうことはあまりしないほうがと思います。

(藤戸会長)

それでは冨澤委員さんお願いします。

(冨澤委員)

1点だけ質問なんですけど、6ページの資料、これは例えば平成5年度まではずっと大体、特に四国4県同じ数値が出ていると。そこから改定後にちょろちょろと変わってきたのですが、平成5年の以前でも部分的に違う数値が出たりする県があって、これは同じ数値が出たのは結果的に偶然一致してるんでしょうか。何かそれともそれぞれ各県が決定の手法というんですか、算法の異なったものを持っているか、この辺だけちょっと教えていただけますか。

(岡村行政管理課課長補佐)

これは結果的と申し上げられるかと思いますし、もちろん他県も横並びで見ているというところもあったかと思います。最近であれば、平成 15 年辺りから見ていただきますと、本県の場合は少なくても2年に1度はこの審議会を開催し、あるいは大きな状況の変化があれば連年であっても開催をし、きちんと更新をしていますが、やはり審議会を開催しないということになりますと、自動的に据え置きという判断がされますので、ですから審議会を開催するかしないかということによって、自動的に据え置くということになると、事務方の裁量的なことがあってはならないだろうということもありまして、少なくても2年に一度は開催をしていくということでございます。その際には当然他県の状況も見てはおりますし、結果的に一致する場合もあろうかと思います。

(冨澤委員)

徳島、香川、愛媛が次に改定するのはいつ頃とかいう予測はつくんですか。

(岡村行政管理課課長補佐)

今のところはそこは各県お聞きしているのですけれども、現時点では明確にはお答えいただい ておりません。

(冨澤委員)

分かりました。どうもありがとうございました。

(藤戸会長)

2004 年、2006 年、2008 年と2年ごとにですね、8年の時は据え置きでしたね。それで今年は10年。それではキャリア豊富な筒井委員さんに。

(筒井委員)

先ほどの冨澤委員さんと関連しているんですが、今日いただいた資料で改正の状況なんですけど、やはりこの一覧表に全国の状況なってるんですが、改定する頻度というか、先ほど事務局から説明がありましたように、やはり高知は改定が再々されていると。だからこの分布というか、例えば北海道ですか、それからずっと改定がされていない県が、今この表を見せていただいてもどうかなと。据え置きのような形ですので、審議会が開かれてないので。あまり参考にしなくてもいいような気が、今回はするんですけど。中四国とちょっと範囲を広げてもよろしいかなと思いますが、あまり全国の動向というのを見てると、何となく分からなくなる、高知の位置がですね。ですからこの示されている表と金額で、それからパーセンテージですね。そういったもので判断、今回はした方がいいんじゃないかなと思います。私の意見なんですけど。

(藤戸会長)

それは知事、副知事、議員も含めての話ですか。

(筒井委員)

そうですね。

(藤戸会長)

議員も含めてですか。議員は別ですか。

(筒井委員)

そうですね。改正は知事も副知事も一緒にされていますので、外して考えなくてもいいんじゃないかなと思います。

(藤戸会長)

退職手当は少し別にお伺いしてもよろしいかと思うのですが。どうぞご意見を出していただければと思います。

(筒井委員)

ちょっと質問よろしいでしょうか。18 年に14 団体が改正の審議会を開いて、改正されている んですが、この18年というのは何かそういう、何と言いますか、何かあるんでしょうか。

(岡村行政管理課課長補佐)

岡林委員さんからご質問いただきました 22 ページの資料のところにですね、少し書いてござ

いますが、22 ページの下の方に※印に書いてございますが、要は平成 18 年4月1日をもって一般職の給与に関する制度が、制度と言いますか給料表の構造が大幅に変わった時でございまして、それに合わせた見直しを行った団体が多かったということだろうと思います。

(藤戸会長)

この資料は今日配られたんでしょうか、事前に委員さんには。

(岡村行政管理課課長補佐)

この形は今日初めてです。

(藤戸会長)

そうですか。

どうぞ遠慮なくお出しいただいたらと思います。筒井委員さんからは議員さんも含めて知事も 副知事も同じ考え方でよくないかということであります。その辺のところ、知事に対してはどう いいますか、責任と労働密度というような面からそれはそんなに下げなくていいんじゃないかと いうようなご意見も出ておったと思いますが。副知事、そして議員についての何かご意見もあれ ばどうぞ出していただければと思います。

(岡林委員)

最後ですが、先ほどの 22 ページの (2) の一般職員の改定率の推移で、3役の報酬を下げているのは、下段の 15、16 と 18 ですね。だから 15、16 はそれぞれ \triangle 1.06 あるいは 16 と 17 で \triangle 0.34 ということでマイナス。だから 18 は 0.12 のプラスだけれども実質 \triangle 5.6 と下がっているわけです。そうすると少なくても 1 なり 0.34 以上を下がっておって下げておるわけですから、今回の 20、21 ではわずか 0.10 ということになると数字そのものは出てこんなるという思いがしますから、次のときでかまんですから、あまり下げる 0.10 にはならんというふうな思いですね。つつく材料にはならないんじゃないかと。

(藤戸会長)

冨澤委員さん、その辺はどうですか。ご質問はなされましたが。

今日、来られたばかりというから、もう少しいろいろ精査もしてということになるかも分から んけど。

(冨澤委員)

私も気分的にはほぼ全部一式でいいようには思いますけどね。それでやっぱりとにかく、先ほど岡内委員さんがおっしゃったようなことは非常に気になることなんですね。やっぱり、特に知事さんの例を考えた時に、責務ということに対する報酬という考え方をすると、他の環境条件に左右されるものがあるんだけれども、責務を全うしてるということに対するちゃんとした報酬があるべきだという考え方は、やはり何か明確に見せておくのがいいようには私も思います。かなり大変な激務ですし、それだけの責任を持った者に対しての、それ相応のものがあってしかるべきだと。

(藤戸会長)

岡村課長補佐、今の岡林委員の質問、分かりました。

(岡村行政管理課課長補佐)

少し細かい数字が足りないところもあるかも分かりませんが、申し上げます。事前に資料をお配りできなくて申しわけございませんが、昨年 10 月の高知県人事委員会の勧告によりますと、まず民間と県の比較を申し上げますと、民間の企業が 37 万 1,274 円で、一方、県の職員が、これは県の場合は先ほど申し上げました特例的な減額をしておりますので、特例減額をする前のいわゆる本則ベースでの額ですけれども、37 万 1,886 円ということでございまして、従いまして612 円、県の職員が上回っておると、率にしまして0.16%上回っているということで、これを解消するために給与を引き下げよという、そういった勧告。それともう一つは、期末手当、勤勉手当の支給月数を引き下げよとそういった勧告でございまして、それらトータルで影響額を申し上げますと、職員1人当たりでおよそ15万円の減というわけでございます。

(岡林委員)

そうなると 612 円の 12 倍はわずか 7,000、8,000 円ですね。だから 15 万ですから 14 万程度は全部ボーナスで十分だということですね。

(岡内委員)

因みに民間という数字のサンプルはどういうところを民間というんですか。

(岡村行政管理課課長補佐)

本県人事委員会、それから国の人事院も同様ですけれども、民間事業所の中で、要は企業の規模が 50 人以上であって、かつ調査のサンプルとして選定をする事業所単位でも 50 人以上、そういった事業所です。

(岡林委員)

これを見る限りでは僕らはそれを反対していましてね。4,000、5,000 人の組織と 50 人の企業を調べるということの是非はどうかと。だから以前は、これは企業規模は 100 人、事業所規模は 50 人。100 人以上の規模で比べることもどうかという思いを持ってましたけど、それを 50 人にすると、いわゆる本当の中小、零細企業の水準と何千人の県の職員の企業規模で、その官民と言いますか、やはり大手、中小企業、零細という企業規模によって賃金水準はどうしても違いますから、全部中小、零細規模へ物差しを置いていいのかなという思いは、働く側としては、そういう点は言いましたけど、残念ながらとおりませんでした。これは余談です。

(藤戸会長)

高知県の場合など、中小、零細がほとんどですわね。

時間が3時20分位かそこらまでいただいているようですが、どうぞ遠慮なしに、こういったことを言ったらおかしゅうないろうかとか、そんなこと思わずに、どんどんご意見を出していた

だいたらというふうに思います。どうせまだ退職手当のこともお諮りせないけませんし、ひと通り、今日は1回目ですけど、ひと通り、それぞれにご意見を出していただいたらというふうに思っておりますので。

今、総務部長さんからもお話があって、相当厳しい、赤まではいかなくても赤ぐらいまでいってたと。赤信号直前やったということだったですけど、行革をされて、今はそういうことではないということですが。しかしやっぱりお話にもあるように、自主財源も乏しいから地方交付税なんかはやっぱり依存率というのは全国のトップクラスと出てましたね。

(恩田総務部長)

そこが正直、国頼みというんでしょうか。国の制度頼みということがあるものですから、その辺、なにかしらの自主財源の形をきちんとして、高知がずっと持続的に元気になっていくというので、知事は産業振興計画の中でやっていかなくてはいけないという思いだと思うんですけど、そういった中で私どももできる範囲でいろいろ将来に向けて少し貯金など貯めながら、ある程度なんかの時にはそういった積み立てができる財政の健全化というのを図っていかなければいけない。

行革というのは不断の取組としてやっていかなければいけないのですが、かなり強烈に行革を してきて、一段落して、少し緩やかなステップの行革というのは大事なことなんじゃないかと思 いますけど、一つ目先は見えたのかなと、そんな状況です。

(藤戸会長)

景気が悪うなると、どうしてもパブリックの方には厳しい風が吹きますからね、見る目というか、そういうものがそんなになってくる。民間が景気のえい時はあんまり言いませんけどね。

それでは少し退職手当の支給基準についてもご意見をいただきましょうか。私の記憶するところでは、以前は退職手当というのは、確か任期を終えて支給するという形であったように思いますが、前知事時代に、全国もそういうふうになっているようですけど、前知事時代に1期ごとに支給するというふうになったと思います。

(元吉職員厚生課長)

平成 15 年の 10 月の改正です。

(藤戸会長)

かなり下げた記憶があるんですね。何か心なしかこんな話をしちゃいかんけんど、知事さんの 奥さんにどっかの席で会った時、なんか目が厳しいように感じたんじゃけど。なかなかその辺の ところ、難しゅうございますけれどもね。一人の人が働いて、一生働いてもらうお金と4年間と いう中でもらうお金を考えた場合、やっぱり一般的な県民感情から見て、ちょっとそれは高くな いかというのは、強くその時は出されたような気がしたんですけどね。

(岡林委員)

これは制度を抜本的に変えないと、一般職員は1年につき何カ月と知事等の場合には1カ月ず つという計算になるわけですから、そこの辺りをどうやるかということで、高知県単独でその仕 組みを変えるというのはなかなか厳しいですね。前々回にかなり 600、700 万円退職金を下げましたよね。それはこの 27 ページにあるいわゆる割合が今 100 分の 60 ですね、それが当時は 70 か 80 あったです。

(元吉職員厚生課長)

平成 15 年の議会にかけた時は 100 分の 80 を 74 に落とすことを提案しましたが、議会の審議 で 70 に決まっています。

(藤戸会長)

特に退職手当の支給基準に関してはご意見ございませんですか。知事は 100 分の 60、副知事は 100 分の 43 と。

特にございませんですかね。そしたら、2回目の時にまたあったら出していただくということにしたいというふうに思います。あと、いつも議員さんに対してはいろんな意見が出るんですけども、今回はかなり細かく執行部の方でご説明をしていただいたような感じがいたしますが。

よろしいですか。それではまだもう1回あるわけですから、その機会にまたご質問、ご意見等 を出していただいたらというふうに思います。

それで次回ではまとめて答申をするということになります。

次回の日程は。

(岡村行政管理課課長補佐)

次回は2月、来月の5日金曜日午後3時30分から、場所は今回と同じこの第二応接室ということでお願いをしたいと考えております。なお、また、それまでにこういった資料がといったようなことがございましたら、事務局に申しつけていただきましたら準備させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(藤戸会長)

では次回は2月5日金曜日午後3時30分から、この場所で開きたいと思います。次回に結論が出せますように委員の皆様にはよろしくお願いをいたします。事務局の考えも、それはいろいろあろうかとは思いますので、どうしてもこの会で結論が出ないということになれば、しかしそういうことはないと思いますが、一つその辺のところはよろしくお願い申し上げたいと思います。

それではよろしゅうございますか。

この1回目の会議を閉じたいと思います。

どうもお忙しいところお集まりいただきまして委員の皆様ありがとうございました。